

Q & A 更新箇所

質問	回答	更新内容
<p>Q 2-7 支援2において、同一の大学・高専から複数申請することは可能ですか。</p>	<p>A 本事業の応募受付期間（令和5年度から令和7年度まで）を通して、複数の取組を申請することはできません。ただし、過去の公募で不選定だった場合には再度の申請が可能です。</p> <p>なお、大学（ハイレベル枠）を申請する場合は、大学（一般枠）を兼ねて申請することが可能です。</p>	<p>2023.5.12 修正</p>
<p>Q 3-27 令和6年度に開設する私立大学の学部等に関して、設置認可申請済みの設置計画との整合性はどのように考えればよいですか。</p>	<p>A 令和6年度開設の大学の設置等に伴う寄附行為（変更）認可申請に関し、本事業の採択を理由とした計画変更については、設置計画の変更が認められる事由となります。該当する場合は、通常の手続と同様に、寄附行為（変更）認可後に文部科学省私学行政課法人係に必ず相談してください。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>
<p>Q 5-6 「寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ3の助成期間終了時までに、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去5年間の中央値の3年分の平均）に2.5%を上乗せした水準以上とする計画であること」の「2.5%を上乗せした水準以上」とは、どのような水準で、どのような外部資金が含まれるのでしょうか。（支援1）</p>	<p>A フェーズ3終了時までに、全学における本事業への申請時点から過去5年の外部資金獲得額のうち、中央値となる3年分（5年分の獲得額のうち、最大額及び最小額を除いた残りの3年分）の平均に本事業による支援額の2.5%を上乗せした額をいずれかの年度において獲得する計画であることを求めています。ここでいう外部資金とは、寄附による収入や受託研究・共同研究・受託事業等による収入、競争的研究費など外部から提供される資金（私立大学等経常費補助金や地方公共団体が支出する運営費交付金は除く）を指します。</p>	<p>2023.5.12 修正</p>
<p>Q 5-17 「コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること」について、現在学則においてコース等の募集人員数を定めていない場合、新たに定める必要がありますか。それとも学則の下位に位置する規程等に定めることでもよろしいですか。（支援2）</p>	<p>A 学則の下位に位置する規程等に定めることでも構いませんが、学則において、コース等ごとの募集人員数が当該規程等に定められていることが分かるよう記載してください。なお、当該規程等は公開することを求めます。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>

<p>Q7-10 実施方針において、審査基準の策定に際して踏まえるべき主な観点について「以下の観点については、計画の性質に応じてすべて満たすことを求めるものではなく」とありますが、一方で支援2の審査要項においては、実施方針に掲載の観点と同様の審査の観点について「以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する」とあります。どのように解釈したらよいですか。(支援2)</p>	<p>A 支援2については、取組を実施する上でいずれも重要な点となりますので、すべての観点において計画を求めることとしております。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>
<p>Q8-19 支援2においても、助成率の算定方法が定められていますか。</p>	<p>A 支援2においては、支援1のようにあらかじめ助成率を設定しておりませんが、審査要項に記載のとおり、大学等から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとしております。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>
<p>Q10-6 設置等を行う学部等において、編入学定員を新たに設定又は既存の編入学定員を拡充する場合の扱いはどうなりますか。</p>	<p>A 編入学定員を新たに設定又は既存の編入学定員を拡充する場合はその増加分も支援対象となりますので、申請書の入学定員の増加数等を記入する欄には、編入学定員の増数も足し合わせて記入ください。</p> <p>なお、支援1については、助成率の算定等で確認する定員増に伴う他組織の定員減に関しても、編入学定員の減少分を算入することができます。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>
<p>Q10-7 申請書に「入学定員」「在籍者数」「収容定員」「収容定員充足率」(以上、支援1、支援2共通)「入学志願倍率」(支援2のみ)の記入を求められていますが、学部などの単位ではなく、大括りで入試を行っている等の理由で対象となる組織に限定した記入ができない場合は、どのように記入しますか。</p>	<p>A 入学時の情報では記入が難しい場合は、支援1においては学則や設置認可・届出の計画の数値を基に記入してください。支援2においては学則や設置認可・届出の計画の数値を基にしつつ入学後の学生配属の際のデータを活用するなど、可能な限り対象となる組織のみに特定した情報を記入してください。また、支援2においては様式2-1-1別添、2-2-1別添の&lt;特記事項&gt;に記入内容に係る詳細説明を記入してください。</p>	<p>2023.5.12 新規追加</p>